

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
優先交渉権者選定基準

平成31年3月

鳥取県企業局

## 1. 優先交渉権者選定基準の位置付け

本優先交渉権者選定基準（以下「本基準」という。）は、鳥取県（以下「県」という。）が、鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業（以下「本事業」という。）の応募者の提案を公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、優先交渉権者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、募集要項に定めるところによる。

## 2. 優先交渉権者選定方法の方法

### (1) 選定方法の概要

本事業は、老朽化した発電施設について、F I T制度を活用した施設改修及び効率的な運営維持に向け民間事業者が有するノウハウや創意工夫を全面的に活用することを前提としつつ、民間の資金・技術を活用した発電施設の再整備、発電施設の長寿命化・効率的な運営維持、民間への市場開放に伴う地域経済の活性化、官民の適切なリスク分担を通じた県利益の最大化を図るものである。

民間事業者が有するノウハウ・創意工夫を総合的に評価して選定することが必要であることから本事業の選定は、P F I 事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定にあたっての基本的な考え方を踏まえ、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で公募型プロポーザル方式を採用する。

優先交渉権者の選定は、①参加資格要件の充足状況を審査する「参加資格審査」、②F I T電源とするための関係各所との調整等を行う者を絞り込むために第一次審査通過者を選定する「第一次審査」及び③競争的対話や関係各所との調整を踏まえた、具体的な実施計画、運営権対価等を審査し、優先交渉権者を選定する「第二次審査」の三段階に分けて実施する。

なお、第一次審査通過者以外は、第一次審査の趣旨を踏まえ、再エネ特措法第9条に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取得するための所管省庁との事前協議を始めとした、関係各所との調整は行わないものとする。

また、第一次審査における評価点は第二次審査に引き継がない。ただし、第二次審査において、第一次審査で提案した内容を変更する場合には、応募者はその変更の理由について丁寧に説明するものとし、変更理由について合理的な説明がない場合、減点又は失格とする場合がある。

## (2) 優先交渉権者選定の体制

優先交渉権者の決定にあたり、県は、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業事業者選定審査会」(以下「審査会」という。)を設置した。

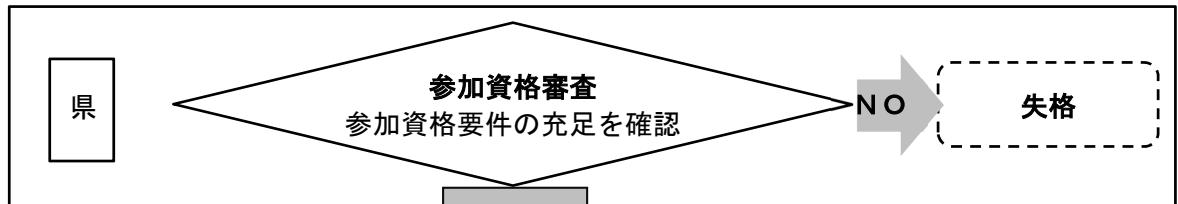
審査会の委員の氏名・所属は募集要項に記載のとおりである。

県は、審査会における評価結果を基に、第一次審査通過者並びに優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

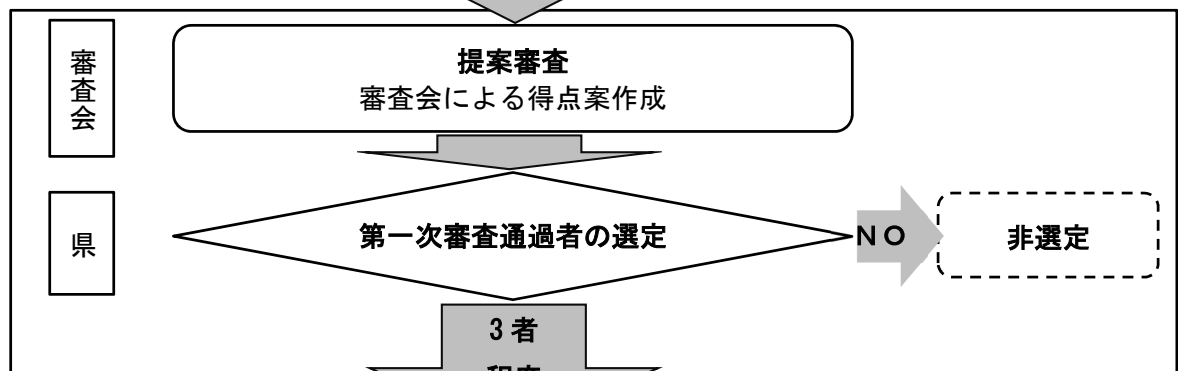
### 3. 審査の手順

審査の手順を以下に示す。これは、募集要項IV.4に記載した審査開始から優先交渉権者選定までの手順を示したものであり、図中左囲みの「県」又は「審査会」は手続の実施者を示すものである。

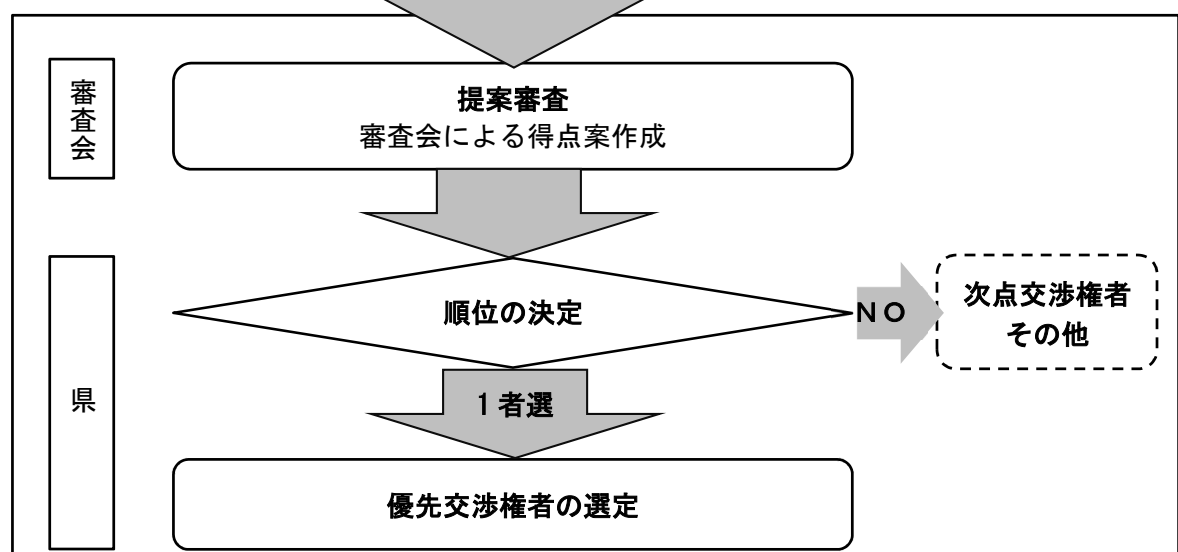
#### (1) 参加資格審査



#### (2) 第一次審査



#### (3) 第二次審査



#### 4. 参加資格審査

参加資格審査は、応募者が本事業に参加する資格を有しているかどうかを確認するため実施するものである。

県は、応募者から提出される参加資格審査書類について、募集要項に示す参加資格要件が充足されているかどうかを審査する。参加資格審査は、第一次審査の提案審査に先立って行い、参加資格要件を充足していない応募者は、第一次審査の第一次提案書を提出することができない。

#### 5. 第一次審査

第一次審査は、第一次審査参加者の中から第一次審査通過者を選定するために実施するものである。第一次審査の手順及び方法は以下のとおりである。

##### (1) 提案審査

審査会は、参加資格が確認された応募者から提出される第一次審査書類に基づき第一次提案書を審査する。

審査会は、第一次提案書を提出した応募者に対して、プレゼンテーション及び第一次提案書に対するヒアリングを行い、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、②に示す第一次審査の提案項目の評価方法に基づく採点を行い、得点案を作成し、県に報告する。

##### ① 提案審査における審査項目

第一次審査の提案審査における提案項目（以下「第一次審査提案項目」という。）、審査の視点及び対応様式は、表1 第一次審査における提案項目に記載のとおりである。

## ② 第一次審査の提案項目の評価方法

審査会の委員が審査を行うにあたっては、第一次審査提案項目ごとに審査の視点に挙げた事項を考慮した上で、その提案が優れていると認められるものについては、それぞれの項目ごとに11段階で評価を行うものとし、第一次審査提案項目ごとに定められる配点に評価に従う係数を乗じて評価点とする。(端数は少数第2位で四捨五入し小数点第1位までとする。)

ただし、第一次提案審査提案項目のうち、「3 同種・類似業務の実績」については、本基準の別紙「第一次審査提案項目における実績評価の詳細」に従い評価を行う。

第一次審査提案項目の評価方法は以下のとおりとする。

評価	評価の考え方	評価点	
A	非常に優れている。	配点×1.0	
B	B+	Bの提案より優れているがAの評価に至らない。	配点×0.9
	B	優れている。	配点×0.8
	B-	Bの提案より劣っている	配点×0.7
C	C+	Cの提案より優れているがB-の評価に至らない。	配点×0.6
	C	やや優れている。	配点×0.5
	C-	Cの提案より劣っている。	配点×0.4
D	D+	Dの提案より優れているがC-の評価に至らない。	配点×0.3
	D	要求水準を上回る程度。	配点×0.2
	D-	Dの評価より劣っている。	配点×0.1
E	要求水準を満たすが十分とは言いがたい。	配点×0.0	

## ③ 審査会の評価の決定

審査会は、本基準の第一次審査提案項目ごとに委員の合議により採点するものとし、その合計点の優劣によって順位案を決める。

### (2) 第一次審査通過者の選定

県は、(1)の結果を踏まえ、第一次審査参加者の得点及び順位を決定し、応募者の数や提案の内容を踏まえて第一次審査通過者を選定する。

なお、第一次審査通過者のうち、いずれかが第二次審査の過程で参加資格を喪失する事態が生じたとしても、第一次審査を通過しなかった応募者を第二次審査に繰り上げることはない。

表 1 第一次審査における提案項目（100 点満点）

提案項目		審査の視点	配点	対応様式
1 確実な事業遂行体制	(1) 事業全体方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的に加え、事業特性や実施方針条例の選定基準を踏まえた的確で魅力のある事業方針・コンセプトとなっているか。</li> <li>・他の提案項目と整合が取れているか。</li> </ul>	6.5 点	A-1-1
	(2) 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の安定的かつ円滑な事業推進及び適切なマネジメントが期待できる体制が構築されているか。</li> <li>・コンソーシアム構成員、事業者から業務を受託又は請負う企業等、事業者に関わる企業について、役割分担が明確化されているか。</li> </ul>	10 点	A-1-2
	(3) 同種・類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細」のとおり点数化する。</li> </ul>	13.5 点	A-1-3
	(4) リスクに対する基本的な対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要なリスクが認識されたうえで、事業特性、県の財政健全化への寄与の観点及び事業目的と照らして、合理的なリスク分担の基本的な考え方が提案されているか。</li> <li>・事業特性を踏まえた上でリスクに対する負担者や対応方針が明確化されているか。</li> </ul>	15 点	A-1-4
2 安全かつ確実な事業運営	(1) 施設の運営維持に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営維持の方針が事業の特殊性を十分理解した提案となっているか。</li> <li>・具体化が可能な事項については、実現性及び妥当性が備わっているか。</li> <li>・第一次提案時点において具体化が可能な事項と、競争的対話以降において検討が必要な事項の選別が妥当か。</li> </ul>	10 点	A-2
3 再生可能エネルギーの安定供給	(1) 施設の再整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再整備の基本方針が要求水準を十分理解した提案となっているか。</li> <li>・具体化が可能な事項については、実現性及び妥当性が備わっているか。</li> <li>・第一次提案時点において具体化が可能な事項と、競争的対話以降において検討が必要な事項の選別が妥当か。</li> <li>・再整備業務の期間が、妥当な設定となっているか。</li> </ul>	10 点	A-3

提案項目		審査の視点	配点	対応様式
4 地域経済の発展への寄与	(1) 県内事業者の参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内事業者の参画に配慮がなされているか。</li> <li>・県内事業者の参画の確実性が確保されているか。</li> <li>・県内事業者がより主体的な立場で事業に関与する方針が示されているか。</li> <li>・参画する県内事業者の所得、技術力向上が期待できるか。</li> </ul>	15点	A-4-1
	(2) 地域経済の発展のための方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の発展に寄与する方針が、実現性を備えたうえで、魅力のあるものとして示されているか。</li> <li>・鳥取県内への経済的な貢献に関する方針や、鳥取県内人材の活用方針が、実現性を備えたうえで、意欲的・積極的なものとして示されているか。</li> </ul>	10点	A-4-2
5 県の財政健全化への寄与	(1) 事業収支計画に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収支計画作成に必要となる主要条件が、具体性、確実性を備えたうえで示されているか。</li> </ul>	10点	A-5



## 6. 第二次審査

第二次審査は、第一次審査通過者の中から、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するために実施するものである。第二次審査の手順及び方法は以下のとおりである。

### (1) 提案審査

審査会は、第二次提案書に基づき、職員配置や詳細な事業スケジュールを含む事業遂行体制、再整備業務、運営維持業務、地域経済発展への貢献等に係る具体的な事業計画等を審査する。

審査会は、第二次提案書を提出した第二次審査参加者に対して、プレゼンテーション及び第二次提案書に対するヒアリングを行い、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、②に示す第二次審査の提案項目の評価方法に基づく採点を行い、得点案を作成し、県に報告する。

#### ① 提案審査における審査項目

第二次審査の提案審査における提案項目（以下「第二次審査提案項目」という。）、審査の視点及び対応様式は、表2 第二次審査における提案項目に記載のとおりである。

#### ② 第二次審査の提案項目の評価方法

審査会の委員が審査を行うにあたっては、第二次審査提案項目ごとに審査の視点に挙げた事項を考慮した上で、その提案が優れていると認められるものについては、それぞれの項目（ただし運営権対価の評価を除く）ごとに11段階で評価を行うものとし、第二次審査提案項目ごとに定められる配点に評価に従う係数をかけて評価点とする。（端数は少数第2位で四捨五入し小数点第1位までとする。）

第二次審査提案項目の評価方法は以下のとおりとする。

評価	評価の考え方	評価点	
A	非常に優れている。	配点×1.0	
B	B+	Bの評価より優れているがAの評価に至らない。	配点×0.9
	B	優れている。	配点×0.8
	B-	Bの評価より劣っている	配点×0.7
C	C+	Cの評価より優れているがB-の評価に至らない。	配点×0.6
	C	やや優れている。	配点×0.5
	C-	Cの評価より劣っている。	配点×0.4
D	D+	Dの評価より優れているがC-の評価に至らない。	配点×0.3
	D	要求水準を上回る程度。	配点×0.2
	D-	Dの評価より劣っている。	配点×0.1
E	要求水準を満たすが十分とは言いがたい。	配点×0.0	

### ③ 審査会の評価の決定

審査会は、本基準の第二次審査提案項目ごとに委員の合議により採点するものとし、その合計点の優劣によって順位案を決める。

### (2) 優先交渉権者の選定

県は、(1)の結果を踏まえ、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を優先交渉権者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点交渉権者とする。

表2 第二次審査における提案項目（300点満点）

提案項目		審査の視点	配点	対応様式
1 確実な事業遂行体制	(1) 事業全体方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的に加え、事業特性や実施方針条例の選定基準を踏まえた的確で魅力のある事業方針・コンセプトとなっているか。</li> <li>・他の提案項目と整合が取れているか。</li> </ul>	5点	B-1
	(2) 事業実施体制、職員の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンソーシアム構成員、事業者から業務を受託又は請け負う企業等、事業者に関わる企業について、役割分担が明確化されているか。</li> <li>・事業統括責任者、必要とされる有資格者、技術者等の配置方針が妥当であり、その配置が、継続的かつ確実に見込めるか。</li> <li>・指揮命令系統が明確化されており、事業の適切なマネジメント及び安定的かつ円滑な推進が期待できる体制が構築されているか。</li> <li>・事業の安定かつ円滑な推進に資する、セルフモニタリングの方法・内容が提案されており、その効果に期待ができるか。</li> </ul>	20点	B-2-1 B-2-2 B-2-3
	(3) 収支計画及びリスク対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達の確実性が認められるか。</li> <li>・具体性と実現性が確保された資金調達計画となっているか。</li> <li>・事業者の経営に多大な影響を与える可能性のあるリスクが認識されているか。</li> <li>・当該リスクを顕在化させないためのリスク対応策（保険の付保等を含む）について、具体的かつ合理的な提案がなされているか。</li> <li>・事業者の経営の安定性が確保されるとともに、事業者の経営が悪化した場合における事業継続のための方策について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。</li> </ul>	20点	B-3-1 B-3-2 B-3-3 B-3-3-① B-3-3-② B-3-3-② 補足B-3-3-③ B-3-4B-3-5
	(4) 事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に必要な許認可や運営維持のための準備など事業開始に向けたポイントが網羅されるほか、河川や自然環境の特性に応じた適切な工期設定等、事業遂行の確実性のあるスケジュールが示されているか。</li> <li>・発電停止期間の短縮化や運営維持業務の円滑な引き継ぎなど、県の負担軽減に</li> </ul>	15点	B-4-1 B-4-2

提案項目		審査の視点	配点	対応様式
		<p>配慮されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営維持や事業終了時のスケジュールは、安全確実に長期安定的な再生可能エネルギーの供給及び県の負担軽減に資する内容となっているか。</li> </ul>		
2 安全かつ確実な事業運営	(1) 関係者との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が継続する業務に対する理解が妥当であり、これを踏まえた運営維持業務が設定されているか。</li> <li>・運営維持業務を実施するにあたり、調整・連携すべき関係者を正しく理解できており、当該関係者との調整・連携方法が具体的であるか。</li> </ul>	10点	C-1
	(2) 通常時の運営維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時の運営維持体制が妥当であり、安定的かつ円滑な運営維持が期待できるか。</li> <li>・運転管理・監視に係る計画、巡視・点検計画、ダム運用計画等、運営維持に必要な各種計画における重要事項を理解しており、その重要事項に対する方針が妥当であるか。</li> <li>・各種計画が具体的でありかつ妥当であるか。</li> </ul>	12点	C-2
	(3) 非常時の運営維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意時、警戒時及び洪水期における体制が妥当であるか。</li> <li>・洪水期のダム運用と、ダム放流時において留意すべき点が妥当であるか。</li> <li>・渇水時における対応が具体的かつ妥当であるか。</li> <li>・事故・緊急時における対応が具体的かつ妥当であるか。</li> </ul>	23点	C-3
	(4) 長期の保全・更新投資計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的で実効性のある計画となっているか。</li> <li>・施設の長寿命化に資する計画となっているか。</li> <li>・事業期間（オプション延長期間を含まない）中の計画が妥当なものとなっているか。</li> </ul>	15点	C-4-1 C-4-2
3 再生可能エネルギーの安定供給	(1) 小鹿第一発電所の再整備業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の長寿命化に資する更新工事の範囲と内容が提案されているか。</li> <li>・具体性と実行性が備わった施工計画が提案されているか。</li> </ul>	15点	D-1 提案図面

提案項目		審査の視点	配点	対応様式
	(2) 小鹿第二発電所の再整備業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の長寿命化に資する更新工事の範囲と内容が提案されているか。</li> <li>具体性と実行性が備わった施工計画が提案されているか。</li> </ul>	15点	D-2 提案図面
	(3) 日野川第一発電所の再整備業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の長寿命化に資する更新工事の範囲と内容が提案されているか。</li> <li>具体性と実行性が備わった施工計画が提案されているか。</li> </ul>	15点	D-3 提案図面
4 地域経済の発展への寄与	(1) 地域経済の発展のための方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県内への経済的な貢献が、定量的に示されており、実態を加味したうえで、高い水準となっているか。</li> <li>経済的な貢献を行うために必要となる方策が、具体的であり、実効性を備えているか。</li> </ul>	37点	E-1
	(2) 地域資源の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの県内在住職員（本事業の実施のために県内に在住することになる職員を含む）を雇用・活用する方策が示されているか。</li> <li>現県内人材に対するノウハウ伝承のための方策が具体的に示されているか。</li> <li>地元資材をより多く活用する方策が具体的に示されているか。</li> </ul>	13点	E-2
	(3) 独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の取組は本事業及び県の魅力向上に寄与するものとなっているか。</li> <li>独自の取組実現のための具体的な方策が示されているか。</li> </ul> <p>※地域経済と無関係な任意事業は、評価の対象外とする。なお、任意事業の提案は任意であり、必須ではない。</p>	10点	E-3
5 県の財政健全化への寄与	(1) 運営権対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象運営権対価の提案価格を以下のとおり点数化する。</li> </ul> <p>(評価点)  <math display="block">= (\text{提案価格}) / (\text{最高提案価格}) \times (\text{配点})</math> </p> <p>(算出された点数の端数は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする)</p> <p>※最高提案価格：有効な第二次提案書の中で最高となる評価対象運営権対価</p>	75点	F-1 F-2

別紙 第一次審査提案項目における実績評価の詳細

提案項目「(3) 同種・類似業務の実績」での評価する実績の詳細及び実績の類型別の配点、提出最大件数、採点基準は以下のとおりとする。  
 なお、評価する実績は、応募企業又はコンソーシアム構成員の実績であり、親会社、子会社又は関連会社の実績は評価対象外である。

類型	評価する実績	配点	最大件数	採点基準		
A	<b>FITに係る設備申請又は事業計画申請の実績</b> (ただし、設備申請又は事業計画申請の認定を受けたものに限る。)	4.5 点	3 件	同種業務	(1.5 点/件)	水力発電所の FIT に係る設備申請又は事業計画申請を実施又は主体的に支援した実績
				類似業務	(0.75 点/件)	上記以外の FIT に係る設備申請又は事業計画申請を実施又は主体的に支援した実績
B	<b>発電所の運営を実施している又は実施した実績</b> (ただし、業務を受託した実績も含むが、過去 15 年以内 (2004 年以降) に、2 年以上継続的に運営している施設に限る。)	4.5 点	3 件	同種業務	(1.5 点/件)	水力発電所を運営している又は運営した実績
				類似業務	(0.75 点/件)	上記以外の発電所を運営している又は運営した実績
C	<b>事業マネジメント実績</b> (ただし、過去 15 年以内 (2004 年以降) に、2 年以上継続的に実施しているものに限る。) ※各種計画立案、調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したもの	4.5 点	3 件	同種業務	(1.5 点/件)	完全独立採算の PFI 事業における特別目的会社に対するマネジメント業務を実施した実績
				類似業務	(0.75 点/件)	上記以外の PFI 事業の事業マネジメントを実施した実績
	合計	13.5 点	9 件			

